様式第3号(第27条関係)

災害対策本部発第　　　号

発信用紙

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本部長 | 副本部長 | 総務部長 | 関係課長 | 起案者 | 本部長室審議 |
|  |  |  |  |  | 要否 |
| 了 |
| あて先 |
| 件名 |  |
| 　　　　年　　月　　日　　時　　分発本文 |
|  |  |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

＜参考＞

この施行規則で定める非常配備態勢は以下によるものとする。

〔第1非常配備態勢〕

・第1非常配備態勢の指令は、おおむね24時間後に災害が発生するおそれのある場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めたときに発するものとする。

・第1非常配備態勢は、水防その他の災害の発生を防御するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。

〔第2非常配備態勢〕

・第2非常配備態勢の指令は、おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合若しくは局地災害が発生した場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めたときに発するものとする。

・第2非常配備態勢は、第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。

〔第3非常配備態勢〕

・第3非常配備態勢の指令は、事態切迫し、町の全域について災害が発生するおそれがある場合若しくは数市町の地域について災害が発生した場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めたときに発するものとする。

・第3非常配備態勢は、第一に町内居住職員を招集し、非常事態に対処できるような態勢とし、町外居住職員については、速やかに本部に参集しなければならない。

〔第4非常配備態勢〕

・第4非常配備態勢の指令は、災害が拡大し、第3非常配備態勢で対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要があると認めたときに発するものとする。

・第4非常配備態勢は、本部の総力をもって対処できる態勢とする。